

# ごみの分け方・出し方 の手引書

保存版

限りある資源を大切に



平成29年 改訂版

津和野町

## 出し方

## 町指定袋

○町指定袋(オレンジ)に入れ、必ず氏名を記入して出して下さい。



### 出せるもの

#### ●台所ごみ

野菜くず・残飯・貝殻・卵の殻・魚の骨・天ぷら油 食用油など



野菜くず



残飯・魚の骨等



貝殻

### 出し方の注意

- 水分をよく切って下さい
- 油は、紙や布などに浸すか、凝固剤などで固めて出して下さい

#### ●紙類

紙くず・ティッシュ・紙皿・紙コップ・酒パック・感熱紙・カーボン紙・ガムテープなど



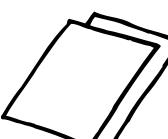
紙くず



紙皿



紙コップ



感熱紙



カーボン紙

- 酒パックなどで、裏がアルミやビニール張りでないものは、古紙回収に出して下さい

#### ●布類

はぎれ・タオル・ぬいぐるみなど



タオル



衣類



ぬいぐるみ



ざぶとん

- 衣類は切ったりせず、そのまま出せます

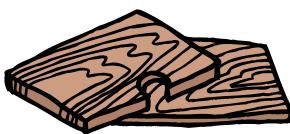
- ふとん、カーテン、ざぶとん等袋に入れば切らずに出せます

#### ●草木類

木くず・板切れ・落ち葉・木製ハンガー・剪定枝など



木くず・選定枝  
(指定袋に入れる)



板切れ



落ち葉

- 木くずは50cm程度に切って下さい

- 草や剪定枝が大量にある場合は小出しにするか、クリーンセンターへ直接搬入して下さい

#### ●その他

紙おむつ・たばこの吸殻・乾燥剤使い捨てカイロなど



たばこの吸い殻



紙おむつ



カイロ・葉袋・乾燥剤

- 紙おむつは必ず汚物を取り除いて下さい

# 容器包装プラスチック 毎月1・2回収集

## 出し方

## 町指定袋

- 町指定袋（桃色）に入れ、必ず氏名を記入して出して下さい。
- 小袋に入ったものは入れないで、すべてばらばらに入れて下さい。



### 出せるもの

#### ●ペットボトル



飲料用 醤油 酒類

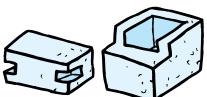
### 出し方の注意

- 中身を使い切って下さい
- 洗浄し乾かして下さい
- 必ずふたを取って出して下さい  
(ふたは容器包装の指定袋に入れる)
- 吸殻など異物を入れないで下さい

#### ●発泡スチロール



食品トレイ



発泡スチロール



果物用ネット

- 洗浄し乾かす
- ※トレーは店頭回収をしているお店等に持込みます

#### ●その他容器包装類

##### ポリ袋・ラップ

お菓子やパンの袋・スーパーなどのレジ袋・ラップ・果物用ネット  
・飴などの個別包装用フィルムなど



お菓子やパンの袋



みかん等のネット



ビニール袋



スーパーのレジ袋

##### ボトル類

油・ソース・ドレッシング  
シャンプー・乳酸飲料容器など



油



ソース



ドレッシング



シャンプー



乳酸飲料

##### ふた類

ペットボトルのふた・びんのふた  
(金属のふたは缶・金属へ)



ペットボトルのふた・びんのふた

##### カップ類

カップ麺・プリン・ゼリーの容器など



カップ麺 プリン・ゼリーの容器

##### チューブ類

マヨネーズ・ケチャップの容器  
ねりわさび・歯磨き粉など



マヨネーズ ケチャップ 歯磨き粉

##### パック類

卵パック・マーガリン容器



卵パック マーガリンの容器

##### その他

菓子箱の中仕切・レトルト食品のパック



菓子箱の中仕切

## 出し方

## 町指定袋

○町指定袋（黄色）に入れ、必ず氏名を記入して出して下さい。

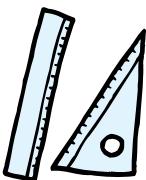


### 出せるもの

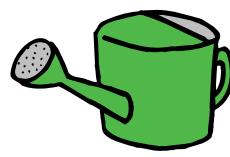
#### ●文具・玩具・趣味用品類



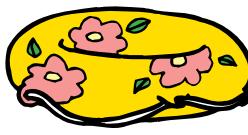
ペン



定規



じょうろ



うきわ



おもちゃ

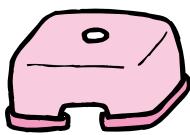
#### ●日用品類



バケツ



洗面器



風呂用イス



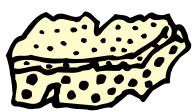
長靴



歯ブラシ



ストロー



スポンジ



食品容器



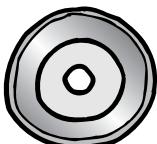
プラスチック製カミソリ

刃は取除き  
スチール缶に  
入れて出す

#### ●その他プラスチック製品



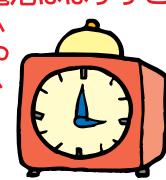
カセットテープ



CD



ビデオテープ



時計

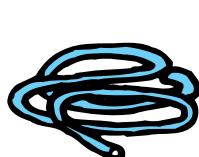


電卓

電池ははずすこと



#### ●ビニール製品・ゴム製品・革製品など



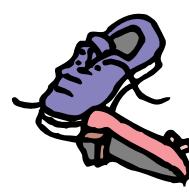
ゴムホース



ゴム手袋



かばん



靴、ズック



ゴム

## 出し方

## 町指定袋

- 町指定袋(透明)に入れ、必ず氏名を記入して出して下さい。
- 小袋に入ったものは入れないで、すべてばらばらに入れて下さい。



### 出せるもの

#### ●缶類



スチール缶



アルミ缶



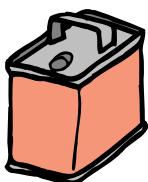
スプレー缶



菓子箱缶



油缶



塗料缶



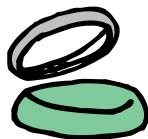
ミルク缶

### 出し方の注意

- 中身を必ず使い切って下さい
- 洗浄し乾かして下さい
- 吸殻など異物を入れないで下さい
- スプレー缶は危険防止のため穴を開ける必要はありません
- ミルク缶までの大きさのものを出して下さい
- ※ミルク缶より大きなものは粗大ごみに出て下さい
- 塗料缶、油缶は中身を使いきり、新聞紙などで中身を取り除いて出して下さい

#### ●金属類

針・くぎ・ネジ・フォーク  
ナイフ・スプーンなど



びんのふた



スプーン



針

- 針やくぎなどはスチール缶に入れふたをして出して下さい
- 金属のみで出来ているもの(柄などが木やプラスチックでないもの)
- ※取っ手などが木やプラスチックのものは、粗大ごみに出てください
- ミルク缶までの大きさのもの

#### ●アルミホイル



- 小さく丸めるなどして出して下さい

# びん・ガラス・陶器類

毎月1回収集

## 出し方

- 町指定袋に入れ、必ず氏名を記入して出して下さい。

## 町指定袋



### 出せるもの

#### ●びん類



ジュース

ジュース・ビール・酒類・調味料・びん詰のびんなど



びん詰め

調味料

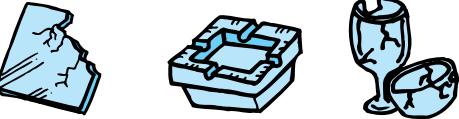
#### ●ガラス類



花瓶

化粧びん

花瓶・ガラス製灰皿・窓ガラス



窓ガラス ガラス製の灰皿

#### ●陶器類



陶器の皿

陶器の皿・茶碗・植木鉢



陶器の茶碗



植木鉢



きゅうす

## 有害ごみ

毎月1回収集

## 出し方

- 購入時入っていた紙筒などに入れて出して下さい（指定袋はありません）
- 種類ごとに小袋に入れ表示して出して下さい。

### 出せるもの

#### ①蛍光管・電球など



蛍光灯



水銀体温計



電球

### 出し方の注意

- 割れるとリサイクル出来ませんので、購入時入っていた紙筒などに入れて出して下さい

#### ②乾電池類



乾電池



- 少なくとも、乾電池のみを小袋に入れ、表示して出して下さい。  
※乾電池は販売店でも回収しています

## 出し方

- 粗大ごみ置き場には、もやせるごみ、もやせないごみに分けて出して下さい
- 小さいものは置き場に散乱しないよう小袋（袋は指定しません）などに入れて出して下さい

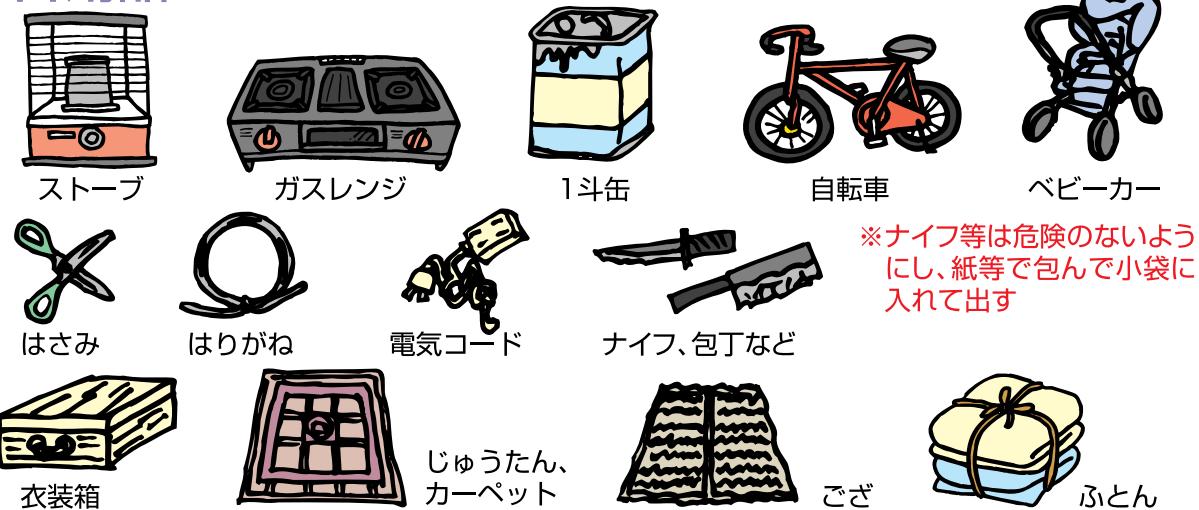
## 出せるもの

概ね一人で持たれる大きさ、重さのもの

## ●電化製品（家電、パソコン、リサイクル法によるものを除く）



## ●日用品など



※大型ごみは、直接搬入になります（直接搬入施設へ P12.13参照）

タンス、ソファー、畳などの家具類



## ●持ち込み禁止のもの（町では処理できません）

（※ごみのリサイクル分別表参照）



# 資源ごみ

下記の推進団体の方が、限られた資源を有効に活用するため、リサイクル物品の回収活動を行っています

再資源化推進団体	団体管理集積ステーション場所	収集日時
日原地域婦人会	左鎧教職員住宅横・須川元郷小山宅前・滝元下集会所・滝元公民館・木ノ口運動広場・枕瀬西若者定住住宅前・山村開発センター	偶数月の第1日曜日 朝8時～10時まで ※青原共同会 8時～8時30分まで
野口婦人会	野口公民館	
小瀬・柳子供会	青原団地集会所横	
堤田婦人会	三渡：齋藤宅下	
青原共同会	青原：三好宅前	
添谷自治会	添谷公民館	年(夏期)1回
商人・渓村リサイクル	商人生活改善センター	不定期(年2回)
津和野地域婦人会	町民センター駐輪場・町営森駐車場・中座小川様宅車庫	毎月第3金曜日午前7時 30分から9時まで(ただし、町営森駐車場については毎月第1・3日曜日 午前8時から10時まで)
木部地域婦人会	木部公民館・JA長野地域経済センター跡地	
畠迫地域婦人会	畠迫公民館	
小川地域婦人会	小川公民館	

## 出し方

- ダンボール箱、袋などに入れて絶対に出さないこと
- 紙ひもでしばって出して下さい(ガムテープやビニールひもなどでくくらない)

### 出せるもの

#### ●新聞紙(広告)・雑誌・ダンボール

見開きの四つ折で広告と一緒に  
結束してもよい



新聞(広告)

大きさを揃えて



雑誌



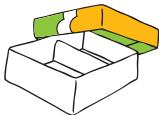
段ボール

※他の物と混ぜて結束してはいけません



新聞・雑誌

#### ●菓子箱・洗剤箱などの箱類



プラスチック  
は取り除く

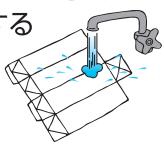


#### ●牛乳・ジュース類・紙パック

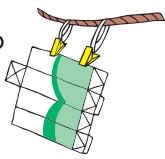
切り開く



水洗いする

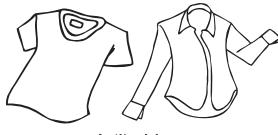


乾燥させる



#### ●衣類・古布類

※下着、靴下、手袋、帽子、  
ネクタイ、ふとん、カーテンは持ち込めません。



衣類等



ふとん等は古布  
ではありません



#### ●アルミ缶



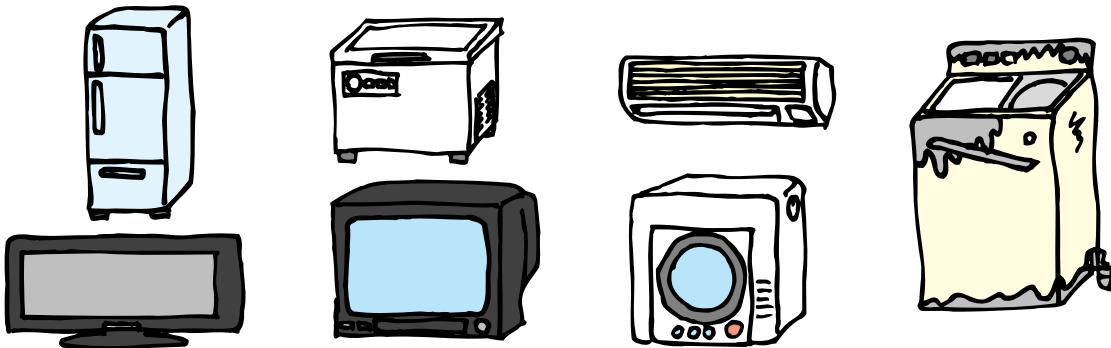
アルミ缶のみ小袋等に  
入れて出して下さい

※スチール缶は持ち込めません

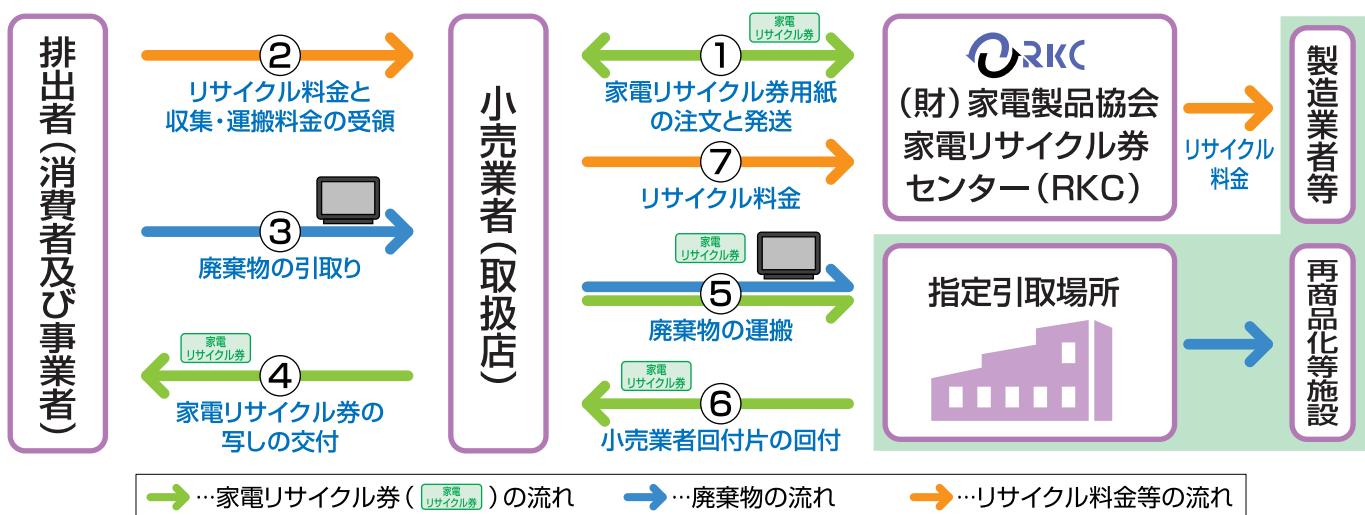
# 家電リサイクル品

特定家庭用機器再商品化法により、下記の家庭用家電製品はリサイクルされます。以下の方法に従って正しく処分して下さい。**業務用に製造、販売されたものは設置業者などに相談してください。**

- 冷蔵庫・冷凍庫
- エアコン
- 衣類乾燥機
- テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）
- 洗濯機



## （1）小売業者に引取りを依頼する場合



郵便局で「リサイクル料金」を支払い、その際発行される「家電リサイクル券」を添えて、小売業者に引取りを依頼することも出来ます。ただし、別途収集・運搬料金（小売業者により異なる）が必要となります。

※以下の小売業者に依頼してください。

・廃棄しようとする家電製品を購入した小売業者

・買換えの際、お買い求めの小売業者

※小売業者には引取り義務があります。

## （2）指定引取場所に持ち込む場合

平成21年10月1日以降はすべての指定引取場所において、メーカーを問わず引取が行われることになりました。

郵便局で「リサイクル料金」を支払ってください。（振込手数料別途）

その際発行される「家電リサイクル券」を添えて、**指定引取場所**に直接持ち込んでください。

### 【指定引取場所】

三光(株)浜田営業所

浜田市下府町327番71

0855-24-1267

0855-24-1267

日ノ丸西濃運輸(株) 浜田支店

浜田市下府町327-33

0855-22-1000

0855-23-4873

# 家庭系パソコンリサイクル

「資源有効利用促進法」により、家庭のパソコンはリサイクルされます。  
町では処理できませんので、以下の方法に従って正しく処分（廃棄）して下さい。

## 【リサイクル対象品】

デスクトップ  
パソコン本体



ノートパソコン



CRTディスプレイ  
/一体型パソコン



液晶ディスプレイ  
/一体型パソコン



※購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収します。ただし、プリンタ、スキャナー、CD、DVDなどの周辺機器は回収対象外品です。

## 【リサイクルの手順】

### (1) 事前確認

「PCリサイクルマーク（右図参照）」の有無を確認する。  
廃棄するパソコンの「種類」と「メーカー名」を確認する。



### (2) 回収申込

①メーカーへ「回収申込（電話申込）」の連絡をする。

マークのついていない製品の場合	マークのついている製品の場合
②メーカーから振込用紙が届きます。	
③「回収再資源化料金」を支払って下さい。 ※支払方法、金額はメーカーによって異なります。 詳しくは、メーカーにご確認下さい。	費用負担はありません。
④メーカーから「エコゆうパック伝票」が届きます。	
⑤パソコンを簡易梱包（段ボール等）し、「エコゆうパック伝票」を貼付して下さい。 ※梱包方法等、詳しくはメーカーにご確認下さい。	

### (3) 引渡し

#### ○戸口集荷を希望する場合

郵便局へ連絡し、集荷希望日時を決めて下さい。後日、集荷に来られます。

#### ○郵便局へ直接持ち込む場合

最寄りの郵便局（簡易郵便局除く）へ持ち込んで下さい。

※自分で組み立てた自作パソコン、倒産したメーカー、輸入販売会社のパソコンなど回収メーカーがないパソコンは

「パソコン3R推進協会（電話：03-5282-7685）」へお問い合わせ下さい。  
(ただし、新たに回収再資源化料金が必要となります。)

# 消火器リサイクル

消火器は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物広域認定制度（リサイクル）の対象となっており、一般的なゴミと同じように処分することはできません。  
以下の方法に従って正しく処分（廃棄）して下さい。

## 1. 消火器メーカーに問い合わせる。

消火器には、その消火器を製造した業者の名前が記載されています。ご自宅の消火器のメーカーを確認し、メーカーに直接お問い合わせください。

- 各メーカーの問合せ先（日本消化器工業会 <http://www.jfema.or.jp/list/>）

## 2. 購入した販売店に問い合わせる。

販売店によっては消火器の回収を行っているところもあります。

## 3. 消火器取扱業者に回収を依頼する（管内の特定窓口）。

- 有限会社消防機材センター TEL 0856-23-5041
- 株式会社出雲ポンプ TEL 0856-22-0734

## 4. 消火器リサイクルシステムを利用する。

消火器の安全な回収のため、（株）消火器リサイクル推進センターが平成22年1月1日より「廃消火器リサイクルシステム」の運用を開始しています。

- 消火器リサイクルセンター（<http://www.ferpc.jp/>） TEL 03-5829-6773



注) 消火器は圧力容器です。設置状況や維持管理の悪い消火器、あるいは耐用年数を超えて設置されている消火器は、破裂などの思わぬ事故につながることがあります。分解などは絶対に行わないでください。

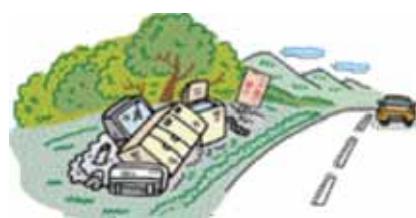
一般的な家庭用消火器の耐用年数はおおむね8年です。（ただし、耐用年数は設置状況や維持管理によって異なります。）

# 不法投棄の禁止

何人も、みだりにごみを捨てること（この行為が不法投棄です）は法律により禁止されています。

しかし、このルールを無視して、ごみを山林、原野、道路沿いや河川沿い、古紙等回収施設に捨てるモラルのない人や業者が存在します。

ごみの不法投棄は、私たちが次世代に伝え残さなければならない自然を破壊する反社会的行為であり、絶対に許せません。



## ○不法投棄は犯罪行為です！

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くず等のちょっとした家庭ごみであっても、この行為は不法投棄であり、犯罪行為です。厳しい処罰（不法投棄未遂も同様）の対象となります。

**5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人等は3億円）以下の罰金又はこれらの併科**

## ○不法投棄が与える影響

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、その物によっては地域の土壤や水質に重大な影響を与えかねません。また、不法投棄されたごみを撤去回収し、原状を回復するには、多くの人と時間とお金（貴重な税金等）がかかります。

## ○もし不法投棄されてしまったら

不法投棄はあくまで行為者が片付けることになりますが、多くの場合はその特定ができません。特定できない場合は、土地の管理者や所有者が処理責任を負わなければなりません。

## ○不法投棄しにくい環境づくりを

自分の土地を守り、法投棄を予防するのは土地の所有者自身です。予防法の一例として

①こまめに草刈等を行い、見通しの良いきれいな状態にしておく。

②ロープや柵をする、入口に鍵を設けるなど、簡単に投げ込めない、入り込めないようにする。

③定期的な見回りなどで土地の状態を把握しておく。

など不法投棄しにくい環境を作ることが大切です。

# 野焼きの禁止

ごみを屋外で燃やすことを野焼きといいます（ドラム缶焼却、ブロック積み焼却などを含みます）。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により一部の例外を除いて全面禁止されています。罰則規定も設けられており、違反した場合は5年以下の懲役または1000万円以下の罰金（法人の場合は、違反した従業員とともに法人にも3億円以下の罰金）

（法人の場合は、違反した従業員とともに法人にも1億円以下の罰金）が科せられます。近年、野焼きの検挙や注意の回数が増えています。

また、野焼きをすることは自然環境、生活環境に悪影響を与える可能性が大きいです。

**家庭のゴミは、野焼きせずに分別して町のごみ収集に出しましょう！**

## （一部の例外）

- ・農林業を営むためのやむをえない稻わらや伐採した枝などの焼却
- ・日常生活を営むうえで通常行われる軽微な焼却
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事などで行うとんど焼きなど

上記の例外規定とされた野焼きであっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれません。また、生活環境上支障を与え、苦情のある場合は改善命令や各種の行政指導の対象となります。

やむを得ず燃やす場合は、ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにしましょう。



# 直接搬入はこちらの施設へ

## 益田地区広域クリーンセンター



### ● 受入れ時間 ●

平日(月～金)・平日の祝日・  
振替休日及び第3日曜日

9時～12時、13時～16時30分

※12月、1月の第3日曜日は変更の可能性があります。

### ● 休 日 ●

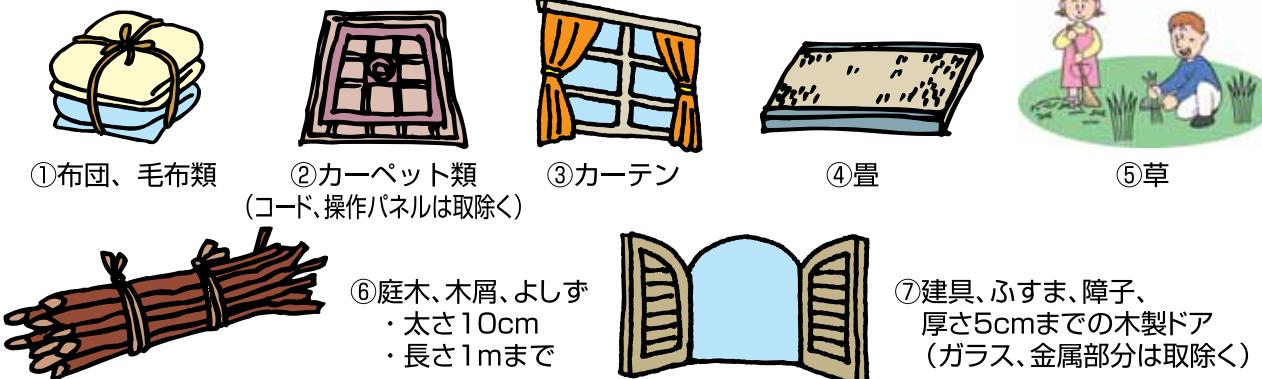
12月31日～1月3日

益田地区広域クリーンセンター 益田市多田町1082番地7 ☎ 0856-31-4153

### ● 直接搬入品目 ●

#### 【一般家庭】

(袋に入らない下記7品目)に限り、直接搬入することができます。



### ● 搬入手数料 ●

#### 有 料

上記7品目を搬入の際は、有料の直接搬入券（普通乗用車及び軽貨物自動車1台当たり510円）を購入して下さい。※直接搬入券はクリーンセンターで販売します。

なお、上記7品目を指定袋に入れた状態で、クリーンセンターへ搬入される場合は、直接搬入券の購入は不要ですが、指定袋を混入しての搬入は直接搬入券が必要となります。

### ● 自己搬入時の注意事項 ●

- ・上記7品目以外の指定袋に入るもやせるごみはステーションに出すのが基本です。
- ・やむを得ず、自己搬入される場合は、津和野町指定のごみ袋に入れて搬入して下さい。(指定袋に入っていないと受け取ってもらえないでご協力をお願いします。)

#### 【事業者の方の料金】

410円／50kgとなります。  
(従量制により発行する納付書で、10日以内に指定金融機関に納付して頂きます。)

# 鹿足郡リサイクルプラザ

## ● 直接搬入品目 ●

### 【粗大ごみ】



※ストーブは完全に  
灯油を抜き、電池  
はずして下さい。

### 【粗大ごみ以外】

容器包装プラ、商品プラスチック、缶類、  
びん、有害ごみ

## ● 搬入手数料 ●

無 料

## ● 搬入時の注意事項 ●

※粗大ごみ以外を搬入する場合、指定袋に入るのは、袋に入れて搬入して下さい。

## ● 受入れ時間 ●

平日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く)

8時30分～12時 13時～16時

※直接搬入の際は、事前に電話連絡をして下さい。

鹿足郡リサイクルプラザ(不燃物処理組合)

吉賀町幸地1319番地

☎ 0856-77-1568



# 津和野町廃棄物集積施設

## ● 直接搬入品目 ●

### 【粗大ごみ】



※ストーブは完全に  
灯油を抜き、電池  
はずして下さい。

### 【粗大ごみ以外】

容器包装プラ、商品プラスチック、缶類、  
びん、有害ごみ、ダンボール

## ● 搬入手数料 ●

無 料

## ● 搬入時の注意事項 ●

※粗大ごみ以外を搬入する場合、指定袋に入るのは、袋に入れて搬入して下さい。

## ● 受入れ時間 ●

第2週の金曜日・土曜日

第3週の水曜日

第4週の日曜日・月曜日

8時30分～12時

津和野町廃棄物集積施設(旧焼却場)

津和野町中座1147番地

※電話はありません

